

令和8年 1月27日
令和8年 1月27日

令和8年第1回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第4号

令和8年第1回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年1月20日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和8年1月27日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第1号 専決処分の報告について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南部町一般会計補正予算
（第6号））

議案第2号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）

議案第3号 令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君

井 原 啓 明君

塔 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和8年 第1回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

令和8年1月27日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和8年1月27日 午前10時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度南部町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第6 議案第2号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第3号 令和7年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度南部町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第6 議案第2号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第3号 令和7年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 秋田 佐紀子君 | 2番 井原 啓明君 |
| 3番 埴田 光雄君 | 4番 加藤 学君 |
| 5番 荊尾 芳之君 | 6番 滝山 克己君 |
| 7番 米澤 睦雄君 | 8番 長束 博信君 |

9番 白川立真君	10番 三嶋義文君
11番 仲田司朗君	12番 板井隆君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田子勝利君 書記 ----- 赤井沙樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山清孝君	副町長 ----- 宮永二郎君
総務課長 ----- 田村誠君	総務課課長補佐 ----- 石谷麻衣子君
福祉政策課長 ----- 加納諭史君	福祉事務所長 ----- 前田かおり君
防災監 ----- 田中光弘君	建設課長 ----- 岩田政幸君

午前10時20分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和8年第1回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、埴田光雄君、4番、加藤学君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 報告第1号

○議長（景山 浩君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、報告第1号のファイルをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次ページが専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、災害救助法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理するため、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和8年1月16日付でございます。

これは災害救助法の一部改正に伴いまして引用している条文の号ずれが生じたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、令和8年1月16日といたしております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。そうしますと、議案書のほうをお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

2ページが専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、次のとおり専決処分をする。令和8年1月16日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、議案第1号の一般会計補正予算書（第6号）で説明をさせていただきます。

議案第1号

令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,016,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年1月16日

専決 南部町長 陶山清孝

それでは、4ページを御覧ください。4ページが第2表の地方債補正でございます。1の追加として、起債の目的で災害復旧事業の起債の借入れのものを上げておりますので、御確認いただきたいと思っております。

それでは、歳出なんですけども、歳出全体で説明させていただきます。6ページを御覧ください。今回歳出、2款の総務費のところは衆議院選挙でございます。補正額が1,556万1,000円。それから、以下、消防費、それから災害復旧費のところは今回の地震に関する災害関係のものでございます。消防費が補正額2,979万4,000円、それから災害復旧費が1,653万3,000円というところで、補正額が歳出のほう6,188万8,000円となっております。

1ページ返っていただきまして、歳入のところでございます。総括部分で項目ごとに地方交付税、それから国庫支出金、県支出金、町債というところで、補正額6,188万8,000円という内容となっております。

以下、7ページ以降は、歳入歳出の細かい項目ごとに計上してありますので、お読み取りをお願いしたいと思います。

12ページは、給与費の明細書ということになっております。今回は時間外勤務手当のほうを専決のほうで計上させていただいております。以上、説明いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の専決処分なんですけども、この中に地震の対策は、これは専決で行わなければならないというふうに思っております。

衆議院の議員選挙費が1,195万入っているんですよ。ここにも書かれているように、投開票日は2月8日か2月15日って書いてあるぐらい緊急でしたよね。23日の冒頭に解散を言って27日、今日ですよ、今日公示日。公示日に議会があるっていうの珍しいんですけど、これ私たちのほうが先決めてたのかな。そういう状況なんですね。

それで、私はぜひとも町長に聞いておきたいと思うんですよ。ここで住民が決める大切な選挙の費用やから、反対するということにならんと思うんですけども、誠に不謹慎な選挙ではないかと思って、意見言ったらいけない。町長に聞くんですけども、日本というのは、私たちは、公務員や役場の職員や議員もそうですけども、憲法とか地方自治法に基づいて全てのこと行ってると思うんですよ。選挙もその一つですよ。ところが、今回の選挙は事もあろうか首相が、自分が首相でいいか決めてもらう選挙だというんですけども、議院内閣制でしとって、私、小学生でも知ってるようなことを聞いて驚いたんですけども、このような在り方ですよ、もう首相が言えば何でもできるのかという点でいえば、少なくとも今まで私たちが学校で学んできた選挙の方法

とか見る限り、議院内閣制は政党を選ぶものであって、その中で誰もこの人になってくれって国民が言ったわけじゃないで、政党が選んできて総理なんですよ。それを今度選挙で選んでくれていっても首相の名前書けないんです。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、一般事務をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことについて、このような選挙について町長はどう考えますか。これは私だけじゃなくって多くの方が怒っているんですよ。住民の声として私は地方自治に携わる立場からも一言言っておかないと……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。町長、どういうふうにお考えですか、今回の選挙。

○議長（景山 浩君） 町長の個人的な意見を述べることについては、認められておりませんので、質問を直してください。

真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長として今回の総選挙の目的とか、それをどういうふうと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。国政のことですので、地方の一首長がどこまで申し上げていいのか分かりませんが、側面として2つあると思います。それは一つには、時期であったり、突然のこのことによって1,718ある自治体が大変困惑すると、こういうこと。これについては、選挙は常に大なり小なりこういうことが起きますけれども、配慮はいただきたいと思っています。全国かなり広い範囲がありますので、そういうことはあると思っています。

もう一つは、衆議院の解散は政権の選択選挙でございますので、国民にそういう機会が与えられるということは否定すべきことではないと思っています。時期の問題であったり、タイミングの問題、いろいろなことはあるかもしれませんが、政権の選択というのは国民が持つて大きな権利でございますので、この選挙を通じて現政権、または多党化したこの政治の現実に対して国民がどういう判断をするのか、こういうことについては民主主義の大事なところだろうと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの町長の答弁聞いておまして、時期的なことについては大変だったというんですけども、これは多くの自治体から意見が出てるんですけども、とりわけ南部町、地震等が起こった中で職員なんかも随分大変な思いされたと思うんですけども、南部町ではそのことに対しての今回、地震で取り組んできて職員の負担も大変ですよ。その中で今回の選挙の準備なんですけども、中での不都合等はなかったのですか。

○議長（景山 浩君） 選挙管理委員会事務局長、田村誠君。

○選挙管理委員会事務局長（田村 誠君） 選挙管理委員会事務局長、田村です。確かに被害家屋認定調査等が同時期で実際今、県の方々の支援もいただきながら行っておりますので、人の割当てについては非常に苦勞した部分がありますけども、職員の皆さんの御協力、それから立会人等の応募の御協力によりまして全て整っている状況でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第2号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。資料のほうは一般会計補正予算書の（第7号）を御覧ください。

議案第2号

令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,020,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月27日

提出 南部町長 陶山清孝

令和8年1月27日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、ページでいいますと、歳出から説明させていただきます。歳出、4ページ御覧ください。今回は、家計負担激変緩和対策事業に取り組むもので予算計上しているものでございます。補正額が462万1,000円で、補正後の額が4億8,390万8,000円となります。

上のほうで、歳入でございます。歳入は総務費国庫補助金としまして235万2,000円、それから県支出金としまして226万9,000円という歳入の状況となっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第3号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。それでは、水道会計の補正について説明いたします。3号のファイルを御覧ください。議案第3号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

総則。第1条、令和7年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和7年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。今回の補正は、水道事業内における予算の組替えによるもので、補正額はゼロ円でございます。

補正内容は、予算内の組替え及び債務負担行為の追加補正となります。

内容につきましては、補正予算明細書で御説明いたします。4ページ目までお進みください。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、区分、動力費を596万2,000円減額し、2目配水及び給水費、区分、委託料を596万2,000円増額とするものです。本委託費は、このたびの地震により顕在化した会見地区における水道供給上の課題を踏まえ、今後の同地区における水道の安定供給を確保するため、水道費用の改善に向けた検討を行うこととしております。その検討に係る委託費を計上いたします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、令和7年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和8年第1回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和8年第1回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時40分閉会
